

「調査に関する契約書」中一部改正

- 前文中「連結対象子会社」を「連結子会社」に、「調査」を「調査等」に改める。

- 第 1 条中「調査（報告、資料提出を求めること、または立入調査をいう。以下「調査」という。）」を「調査（報告、資料提出を求めること、または立入調査をいう。以下「調査」という。）等」に改める。

- 第 2 条第 1 項中「調査」を「調査等」に、「法第 8 9 号」を「法律第 8 9 号」に改め、同条第 2 項中「調査」を「調査等」に改める。

- 第 1 1 条を横線のとおり改める。

第 1 1 条（考査期間とその前後の立入調査期間外における情報提供）

1 甲は、第 9 条に定める場合のほか、乙に対する立入調査の期間外のうち、丙に対する考査において、丙が考査の申込みを承諾してから考査の結果が伝達されるまでの間（乙に対する立入調査の期間を除く）、第 2 条第 2 項に定める丙の業務および財産の状況を把握するのに必要な限度の範囲で、乙に対して、丙の業務および財産の状況に関する事項について報告または資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙に対する立入調査の期間外のうち、前項の場合を除く期間においても、第 2 条第 2 項に定める丙の業務および財産の状況を把握するのに必要な限度の範囲で、乙に対して、丙の業務および財産の状況に関する事項に

ついて報告または資料の提出を求めることができる。

3 前項の甲の乙に対する報告または資料の提出の請求は、乙と事前に協議のうえ、合理的期間をおいて、提供すべき情報の内容、回答方法等を記載した書面等により行うものとする。ただし、乙からの報告または資料の提出を緊急に必要とする合理的な事情がある場合はこの限りでない。

○ 第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の第17条を加える。

第17条（乙の連結子会社に対する調査）

1 甲が、丙の業務および財産の状況に関する事項を把握するに際し、これを補完するため、乙の連結子会社（丙を除く。）のうち特に調査を行う必要があると認める先に対する調査を行うことについて、乙に対して協議を申し入れた場合には、双方協議する。

2 前項の申入れは、第3条第3項の承諾に基づく乙からの報告もしくは資料の提出またはその他乙等からの情報提供によっては丙の業務および財産の状況に関する事項を十分に把握できず特に当該調査を行う必要があると甲が認める場合において、当該調査を必要と認める理由、当該調査の目的および対象（対象となる乙の連結子会社の名称を含む。）ならびに当該調査を行う時期を示して、当該調査を行う前に合理的期間をおいて行うものとする。

3 第1項の場合において、甲が前項により示した調査を行うことに支障となる事情が乙から示されたときは、甲乙は、当該調査の目的および当該事情を勘案のうえ、協議するものとする。

4 第1項の協議において甲乙間で合意した場合には、乙は、当該合意にかかる乙の連結子会社（以下「丁」という。）に対して行う調査（以下「丁に対する調査」という。）を円滑に実施するために必要となる措置を講じるものとする。この場合、甲は、乙に過大な事務負担を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

5 甲の丁に対する調査は、甲が丙の業務および財産の状況に関する事項を把握するに際し、その把握に必要な限度を超えないものとし、その実施にあたっては、丁の事務負担に配慮するものとする。

○ 第18条中「調査」を「調査（丁に対する調査を含む。）」に改める。